

Title	イギリス中世都市研究について：起源その他
Sub Title	On the municipal history of mediaeval England : a bibliographical note
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1956
Jtitle	史学 Vol.28, No.3/4 (1956. 3) ,p.142(420)- 149(427)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19560300-0142

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリス中世都市研究について

起原その他

森岡 敬一郎

イギリス中世都市の研究が著しい進歩を遂げたのは、十九世紀の末年から二十世紀初頭にわたる時代であつて、この時期に多くの學者が輩出し、種々の難問題が解決せられた。しかしこの以前とても、全く都市研究が行われたことがなかつたのではない。例へば一七二六年に公刊せられた Thomas Madox; Firma Burgi の如きは、今日に於いても尙權威を有する名著とされてゐるが、大體に於いて研究が主として法學者や地方の好事家の手によつて行はれてゐたために、見るべきものはなかつたと言へる。

(一)

この分野に於いても最初に學的な業績を發表したのは Stubbs であつた。彼は von Maurer の影響の下に立つゲルマニストとして、單純なローマ都市連續説を徹底的に批判し、イギリス中世都市がゲルマン民族の招來したものであることを主張した。即ち彼によれば、イギリス中世都市を現はす名稱たる borough (Anglo-Saxon burh) が、本來 “a more strictly organised township” を意味するに過ぎなかつたこと、これを介して、ゲルマン民族のマルク共同體に連るものであつた。しかし彼の立場は極めて柔軟であつた。大陸のローマ都市の場合に見られる如く、都市が民族の侵入により人口を減じ或はその市域を狭めて行き、固有の都市制度を失つた後も、都市の殘骸が、後のゲルマン人の聚落の基礎として役立つ所の多かつたかも知れないという可能性は大いに認めてゐる。しかしこの間には明らかに斷絶があるとしてゐるのである。

彼によれば、中世の大聚落は、“自然的に商業に最も良く適した所”に発生したのであつた。この場合それがローマ都市の跡であらうと否とは問題ではないのである。國王や有力者は、このような聚落に保護を加へ、市場を設け、これによつて収入の増加を圖り、又修道院も、宗教的・經濟的理由から、都市聚落の中心となつて行つたとしてゐる。彼は、アングロ・サクソン語版 Bede に於いては、*urbana loca* が *mysterstowe* となつてゐることをその證據として擧げてゐるのである。

一般に西歐に於けると同じく、イギリスに於いても要塞（或は避難所）が都市聚落の中核となつたことを彼は主張してゐる。即ち彼によれば、第八世紀までは、*burh* は、都市聚落ではなく、王や大領主の所有する武装を備へた家屋であつた。イギリスに於いては都市聚落は初めの内は武装されてゐたが、デーン人の侵入の頃には無武装となり、この爲に容易くデーン人に占領されて了つ

イギリス中世都市研究について（森岡）

た。しかしアルフレッド大王（八七一—九〇〇）の頃から都市の武装化が始り、續いて次のエドワード（九〇〇—九二四）の治下にもこのような武装化された都市の構築が推定された。そしてここに *burh* が都市聚落を意味するに至つたと言ふのである。

（註一） *Constitutional History of England*. i. 53 ff., 88 ff., 99 ff., 455.

（一一）

次いで注目すべき學者は、F. W. Maitland である。

彼の都市研究は、*History of English Law, Domesday Book and Beyond*. を中心に述べられてゐるが、彼と共にその門下であり、*Domesday Boroughs*（一九〇四年）の著者である Adolphus Ballard を取上げることが出来る。この一派の都市研究の内容を紹介する前に一言して置くべきことは、頂度この Maitland の頃から、イギリス中世都市研究が著しく活氣を呈し又諸

（四二二） 一四三

方面に恆り Horace Round, Mary Bateson, Charles Gross 等によつて幾多の業績が公にされたことである。そして又、この時期には、ヨーロッパ大陸に於いても、中世都市研究が著しく活發に行はれたことは周知の如くであり、イギリスの學者はこの大陸の影響或は刺戟を受ける所が大きかつたのである。

Maitland-Ballard は、イギリス中世都市の農業的性格の強調、Township との連続性の指摘の點では、Stubbs に従い、更に軍事的性格については、Stubbs の考へ方を更に進めて所謂 “Garrison Theory” なるものを樹立したのである。

彼は Borough が County 内に於いて特殊の地位を占め、イギリスの大部分を通じて County と同一の名稱を帯びてゐること、又計畫的に County の中心に位置してゐること、又、その聚落が時には大きな農業聚落より小さいことを指摘し、このような聚落が特殊の制度

に發達したのは一にその軍事的性格に原因するものとしたのであつた。

彼のこの説は、Domesday Book の研究に基いてゐる。彼は Domesday に記載された都市内の保有關係が一樣でないことに注目した。即ち Oxford に於いては、一部の土地のみならず、一部の都市住民も、王、或は聖職諸侯、ノルマン人貴族に保有されてゐるというのである。更にこの状態はノルマン人征服以前の状態を示すもので、唯アングロ・サクソン人の thegns の保有が、ノルマン人貴族の手に移つたに過ぎないとしてゐる。今一層詳細に検討を加へると、これらの家屋（人）保有者は同一 County 内のマナー領主である。このことは實に Borough が軍事據點であつたことを證する根據である。と彼は考へるのである。と言ふのは、デーン人撃退後、Borough は防禦據點と考へられ、この防禦の實施は、全 County の關心事とされ、有力なマナー領主は

この據點内に家屋を設け更に人をも送り、その責任を擔つたのであり、Borough が特殊の裁判區劃をなすのは、これらの戰士相互間の紛争を解決するためであつたとしてゐる。

この假説は多くの示唆を含むものと思はれるが、全面的には承認を受けなかつた。又、Maitland 自身も批判に答へて、自分の説は都市全部についての解決ではなく、又この説明の可能性の極めて多いと思はれる事例について、問題の全面をおふものではなく、唯その一面を衝いたに過ぎないことを自認してゐるのである。

(註1) Charles Gross の Gild Marchant. 2 vols (1890)

は、都市形成史上に於いて、Gild の果した役割を過大に評價して来た従前の通説に対して徹底的批判を加へ、この問題に關して最終的結論となつた。

(註2) F. W. Maitland; "The Origin of the Borough", E. H. R. 1896.

// Domesday and Beyond, 1897.

イギリス中世都市研究について (森 岡)

// Township and Borough, 1898.
Pollock and Maitland; History of English Law
A. Ballard; The Domesday Boroughs, 1904.

(三)

しからば Maitland-Ballard 説に對して向けられた批判とはどう言ふものであつたらうか。

第一に家屋(住民)を保有するマナーが必しも同一 County 内にはないこと、又、保有する家屋(住民)とマナーの大きさが必しも比例しないことである。又 London, Lincoln, Canterbury の如き非常に古い聚落の場合には、この説明は効力を持たない。⁽¹⁾ こうした疑點に答へ、Domesday Book に記されてゐる保有關係の錯雑性という難問の解決に踏み出したのが Mary Bateson⁽²⁾ であつた。

彼女は、都市内の家屋、土地の賣買移動が一般に考へられるよりはるかに容易であつたことに注目し、マナーに所屬するとされてゐる家屋は、マナー領主を不在保有

者とする家屋に過ぎなかつたのであらうこと、彼等は自由を得又、マナー内の産物を有利に賣捌くために Borough 内に家屋を購入したのであらうことを推論した。

このようにして次第に都市形成史上に於ける經濟的因子の力が大きく評價されるに至つて來た。

勿論、都市發達史上、軍事據點の持つ意義は大きいものではあるが、このような場合にも經濟的因子の働きを無視することは出來ないであらう。そして又大陸の中世都市研究が進むにつれて、Maitland が非常に問題とした。保有關係の錯雜性（彼の言葉を用るれば、Tenninial Heterogeneity）は單にイギリスのみならず、廣くヨーロッパ一般に認められることが明らかとなつた。⁽³⁾そして H. Pirenne を中心とするヨーロッパ都市研究の新しい傾向に刺戟されて、經濟的因子を都市形成の第一次的動因となす見解が Carl Stephenson によつて提

唱されたことは周知の如くである。⁽⁴⁾彼の説がどこまで事實に合致するかは今後の問題としても、一つの新しい。又重要な方向付けを含み、この限りでは、現今の研究者の何れもが承認せざる所であらう。彼の説に關する此以上の問題は別に稿を改めて論じたい。

(註1) Petit-Dutailis-Lefebvre; *Studies and Notes Supplementary to Stubb's Constitutional History*, p. 81.

(註2) M. Bateson; *Records of Leicester*, 3 Vols. 1899~1905.

Borough Customs, (*Selden Society*) 2 Vols. 1904~5.
(註3) H. Pirenne; "Les origins des institutions urbaines an Moen Age". R. H. (1893), (1895).

(註4) C. Stephenson; *Borough and Town—A Study of Urban Origins*, 1933.

(四)

二十世紀に於ける研究史上の注目すべき業績として先づ擧ぐべきものには、Ballard によつて行はれたノルマ

ン人征服以後の史料集成の事業がある。⁽¹⁾一九一三年第一卷を出し、次いで第二卷は殆んど彼自身の手によつて完成されたが、中途にして没したため、Fairにより完成せられ一九二三年に公刊せられ、その後は Martin Weinbaum により事業を續けられ現在第三卷が公刊せられてゐる。

こうしてノルマン朝以後の都市特許状などに研究の目が向けられた結果、ノルマン朝、アンジュー朝の都市政策についての研究が行はれた。この方面に於いて注目に値するのは、Carl Stephenson⁽²⁾の業績である。

彼によつて明らかにされたことは、これらの諸王により borough がより完全に王権の下に——排他的に——組み入れられて行つた過程である。此迄王は borough の行政権その他の重要な権利を押へてゐたとは言へ、都市領主の單なる一人にしか過ぎなかつたが、これら商業の中心である borough に於いては、古く danegeld に

代つて（非封建的な）租税の徴集が始められ、ヘンリー二世により、この租税が tallage の名の下に、王の舊直領地一般に行はれるに至ると、borough は dominica の呼稱の下に統合せられ、一方、マナー領主権 (sokes) も次第に消滅したため、borough 内の全ての土地は王から socage の關係によつて保有されてゐるものであるとの理論が展開されて來た。こうして tallage その他の負擔を擔ふために、borough に各種の特權が賦與されるに至つた、と言ふのである。

（これと並んで、全く別の問題ではあるが、王の舊直領地に、出來得る限り農村聚落（非 borough）に對して borough と同等な特權が賦與せられ、ここに興味ある問題が起つて來る。このことは又、borough の概念に著しい混亂を生ぜしめることにもなり、古くは、Maitland⁽³⁾も注目したが、最近アメリカから舊王直領地一般についての良い研究⁽⁴⁾が出てゐる。）

この問題と並んで、London, Lincoln, Hereford の如き大都市や、その他の borough にヨーロッパ大陸的な Commune が存在したか否かの問題がある。このことは、H. Round が積極的に認めてゐる所である。即ち、一二〇六年の文書を基として、この時期に彼は London に Rouen 型の Commune が存在したとし、これがジョン王の時まで存続したと考へてゐるが、Mary Bateson, Charles Petit-Dutaillis はこれを全面的に否定し、この考へ方が通説となつてゐる。しかし Unwin⁽⁶⁾ がこの頃のよく知られてゐない Close Roll 中の史料により Commune の存在を考へたり、又、Gross⁽⁶⁾ が一二〇〇年頃の Ipswich の特許状によりこの都市に關して Commune の存在を立證したりして居り、問題は夫程簡單ではないように思はれる。一般の史料に於いては Commune の存在に觸れる所のないことは事實である。このような二三の特例が、特例を意味す

るものか、或は、史料に於いて特記してないのは、當時一般に暗黙の内に承認されてゐたことを意味するのか、直に斷定し得ない所であらう。都市行政機構の一層の研究、特に市長の性格の研究に期待すべき所があるように思はれる。

次に borough 土地保有制に研究に少し觸れたい。この問題に於いては、今世紀の初め、M. Bateson⁽¹⁰⁾ がノルマンディー小 bourg, Breteuil の研究によつて、初めて Gross は、直接・間接に Bristol と關係ある約五〇の borough を檢出して、この關係を間接に立證した。しかしこの論證は稍慎重を缺き、Hemneon⁽¹¹⁾によつて徹底的に批判せられ、現在では、Hemneon の説が定説となつてゐて、イギリスの borough 内の土地保有に關しては、非ノルマンディー的要素の強いことが明らかにされた。

以下 borough に関する幾多重要な問題に関する貴重の業績もあるが、これで一應稿を終りたい。最後に極く最近公刊せられた都市関係の著書を記して置く。

J. W. Hill; *Medieval Lincoln*. (1948).

M. Weinbaum; *The Incorporation of Boroughs*. (1955)

(註一) A. Ballard. *English Borough Charters*, Vol. I. 1042~1216, (1913).

A. Ballard, J. Tait; *English Borough Charters*, Vol. II. 1216~1307, (1923).

Martin Weinbaum; *British Borough Charter*, Vol. III. 1307~1660, (1943).

(註二) 彼の研究論文は昨年『*Medieval Institutions*』として公刊された。

(註三) *History of English Law*. i. 384.

(註四) R. S. Hoyt; *The Royal Demesne in English Constitutional History*, (1950).

(註五) H. Round; *Commune of London and other*

Essays, (1899), p. 237.

(註六) E. H. R. xvii. 507-8.

(註七) *Studies and Notes*, p. 99.

(註八) Unwin; *Finance and Trade under Edward III*. p. 13.

(註九) *Gild Marchant*, Vol. ii. pp. 116 ff.,

(註十) "The Law of Breteuil". E. H. R. (1910).

(註十一) Hemmeon; *Burgage Tenure in England*, (1914).